

令和8年度東隈浄水場沈砂池等清掃業務仕様書

1. 一般事項

- (1) 本仕様書は、「令和8年度東隈浄水場沈砂池等清掃業務」に適用する。
- (2) 本業務は、春日那珂川水道企業団（以下「企業団」という。）契約事務規程及び本仕様書等を厳守して作業すること。
- (3) 本業務は、受注者の完全責任施工であるので、着手から業務完了まですべて受注者の責任と負担において作業すること。
- (4) 本仕様書等に明記されていない事項で、作業上必要なものは、企業団監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い、受注者の負担において作業すること。
- (5) 本業務に従事する技術者は、有能かつ経験豊富な者であること。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、専門知識を駆使すると共に随時監督員と連絡を取り入念な協議を行うこと。
- (7) 水道水の汚染を防止するため、作業を行う者は、関係法令を遵守し、衛生管理に努めること。
- (8) 本業務の遂行にあたって知り得た事項は一切外部に遺漏してはならない。
- (9) 受注者は備品、その他設備等の破損又は不具合等を発見した時は直ちに監督員に報告すること。
- (10) 本業務にあたっては、その作業結果を逐次監督員に報告すること。

2. 業務の目的及び内容

- (1) 業務の目的
本業務は、春日那珂川水道企業団東隈浄水場の浄水施設を清掃し、取水性能及び処理性能の維持と、槽内異常箇所を早期発見するために行うものである。
- (2) 業務場所
那珂川市東隈1丁目9-1 東隈浄水場
- (3) 業務内容
東隈浄水場水道施設において、以下の表に示す箇所の堆積物除去、清掃業務を行う。

①東隈浄水場 沈砂池清掃

場所		構造物規格・数量等 (長さ×幅×高さ)	備考
沈砂池	取水口～導水路	【暗渠部】 28.0 m × 1.0 m × 1.5 m 《堆積量・想定》… 5.7 m ³ 【開渠部】 7.5 m × 1.5 m × 4.7 m 《堆積量・想定》… 2.3 m ³	・作業中は取水停止。 ・作業時間は4時間程度。
	接合井～沈砂池 ～ポンプ井	【No.1接合井】 1.5 m × 1.8 m × 5.2 m 《堆積量・想定》… 0.8 m ³ 【No.1沈砂池】 14.5 m × 1.8 m × 5.2 m 《堆積量・想定》… 13.1 m ³ 【No.1ポンプ井】 4.0 m × 1.8 m × 6.6 m 《堆積量・想定》… 2.1 m ³	・No.1, 2の同時施工は不可
		【No.2接合井】 1.5 m × 1.8 m × 5.2 m 《堆積量・想定》… 0.8 m ³ 【No.2沈砂池】 14.5 m × 1.8 m × 5.2 m 《堆積量・想定》… 13.1 m ³ 【No.2ポンプ井】 4.0 m × 1.8 m × 6.6 m 《堆積量・想定》… 2.1 m ³	・No.1, 2の同時施工は不可

■作業工程

以下の工程を2日以上に分けて行うこと。

①取水口～導水路（暗渠部、開渠部）⇒ 堆積物除去、清掃。

※作業中、取水停止のため、4時間程度を目安に作業完了すること。

②No.1 接合井～No.1 沈砂池～No.1 ポンプ井 ⇒ 堆積物除去、清掃。

※上記①作業完了後、取水できる状況であれば、連続作業は可とする。

③No.2 接合井～No.2 沈砂池～No.2 ポンプ井 ⇒ 堆積物除去、清掃。

②東隈浄水場 着水井清掃

場所		構造物規格・数量等 (長さ×幅×高さ)	備考
着水井	No.1.2 着水井	【着水井①】 3.0 m × 2.0 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 6.0 m ³ 【着水井②】 3.0 m × 2.9 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 8.7 m ³ 【着水井③】 3.0 m × 2.0 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 6.0 m ³ 1.5 m × 1.5 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 2.3 m ³	・No.1, 2の同時施工、連続作業は不可。 ・汚泥は場内排泥処理で対応。
	No.1.2 活性炭接触池	【塩素混和池】 1.5 m × 5.75 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 2.6 m ³ 【活性炭注入点】 1.5 m × 1.5 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 0.7 m ³ 【活性炭接触池(1)】×1 1.5 m × 5.75 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 4.3 m ³ 【活性炭接触池(2)】×6 1.5 m × 7.50 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 11.3 m ³ 【活性炭接触池(3)】×6 0.25 m × 1.20 m × 5.6 m 《堆積量・想定》… 0.2 m ³	

■作業工程

以下の工程を各1日程度で行うこと。

○着水井～活性炭接触池⇒ 堆積物吸引、場内処理施設へ搬送。

※No.1, 2系共通

■留意点

- ・池内の脱水、水張に時間を要することから、片系列の作業後、次の系列の作業まで最低でも3日以上空けて作業すること。
- ・ただし同一系統の連日作業は可とする。

③東隈浄水場 薬品沈殿池清掃

場所		構造物規格・数量等 (長さ×幅×高さ)	備考
薬品沈殿池	薬品沈殿池 ※前段	【着水井】 3.0 m × 8.9 m × 2.8 m 《堆積量・想定》… 8.1 m ³ 【No.1、2混和池】 2.5 m × 3.6 m × 1.4 m 《堆積量・想定》… 5.4 m ³ 【流入渠】 1.2 m × 24.4 m × 2.8 m 《堆積量・想定》… 20.5 m ³	・作業中は凝集沈殿処理を停止。 ・実作業時間は4時間程度。 ・ <u>汚泥数量が多い場合は場内処理施設で対応。</u>
	No.1薬品沈殿池② ※後段(薬注後)	【フロック形成池】3槽 2.2 m × 10.0 m × 3.0 m 《堆積量・想定》… 13.2 m ³ 【整流池(前段)】 1.8 m × 10.0 m × 3.0 m 《堆積量・想定》… 12.1 m ³ 【薬品沈殿池】※ 24.0 m × 10.0 m × 4.3 m 《堆積量・想定》… 120.0 m ³ 【整流池(後段)】 3.2 m × 10.0 m × 4.3 m 《堆積量・想定》… 15.4 m ³	・No.1, 2の同時施工、連続作業は不可 ・ <u>整流池(前、後段)の汚泥は吸引処理対象。</u> ・ <u>沈殿池内汚泥は場内排泥処理で対応予定。</u>
	No.2薬品沈殿池② ※後段(薬注後)	【フロック形成池】3槽 2.2 m × 10.0 m × 3.0 m 《堆積量・想定》… 13.2 m ³ 【整流池(前段)】 1.8 m × 10.0 m × 3.0 m 《堆積量・想定》… 12.1 m ³ 【薬品沈殿池】※ 24.0 m × 10.0 m × 4.3 m 《堆積量・想定》… 120.0 m ³ 【整流池(後段)】 3.2 m × 10.0 m × 4.3 m 《堆積量・想定》… 15.4 m ³	・No.1, 2の同時施工、連続作業は不可 ・ <u>整流池(前、後段)の汚泥は吸引処理対象。</u> ・ <u>沈殿池内汚泥は場内排泥処理で対応予定。</u>

■作業工程

○着水井～流出渠⇒ 堆積物除去、清掃。

※1 系統のため、作業中は凝集沈殿処理を停止。実作業は4時間程度を目安に作業完了すること。

○薬品沈殿池（下流側）及び整流池（後段）まで ⇒ 堆積物除去、清掃。

※No.1, 2 系共通、作業中に、浄水処理性能が低下することから、工程は1日で行う。

■留意点

- ・フロック形成池～薬品沈殿池（中間程度）までの汚泥は、事前の水抜きと併せて場内排泥処理施設に廻すことから、除去の対象外。
- ・池内の脱水、水張に時間を要することから、片系列の作業後、次の系列の作業まで最低でも5日以上空けて作業すること。

3. 作業時の注意

(1) 周辺施設、機械等

- ①作業時間帯は原則午前9時から午後5時までとし、官公庁の休日は作業休止日とする。ただし、作業の都合上、前述以外に作業をする場合は、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。
- ②業務施工中は付近住民の通行に支障を与えないこと。
- ③業務施工に際しては、場内外を問わず将来紛争の因をなすと思われることについては、監督職員と十分打合せをし、事前に解決すること。
- ④施設においては周囲にゲートバルブやアルミ手摺等があるため、作業時には十分注意すること。
- ⑤当該装置を破損させた場合には、監督員と受注者で協議をし、その責任において復旧に向けた速やかな対応に努めること。また、それに伴い生じる費用及び企業団に与えた損害等については全て受注者の負担とする。

(2) 抜き取り

- ①堆砂、堆泥の抜き取りは吸引方式等、既存施設に影響を及ぼさない方式とすること。
- ②本業務により搬出される砂、汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処分すること。
- ③搬出後の処理方法については、監督員と事前に協議し承諾を得ること。

(3) 安全対策

本業務をおこなうに当たり、関連法令を遵守することはもちろんのこと、特に下記事項に注意を払うこと。

- ①労務災害の防止のため、作業従事者等に安全教育の徹底を図り、指導監督に努めること。
- ②付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。
- ③周辺住民に不安や不信感を与える行為や、疑義を生じないような配慮すること。

(4) 衛生対策

受注者は、発注者が特に必要と認めた場合には、作業従事者について水道法第21条に定める健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）を実施するものとし、その検査結果報告書を提出すること。（写し可）

4. 成果品

契約事務規程に定める必要書類の提出の他、以下を納品すること。

(1) 作業前

①作業計画書…2部

- ・工程管理表（出来形管理表を含む。）
- ・作業車の配置及び仮設図
- ・安全管理等
- ・監督員との事前打合せによる作業工程等

②作業者の検便検査成績書（写し可）…1部（必要とする場合のみ）

(2) 作業後

①産業廃棄物マニフェスト伝票の写し…1式

②作業日報（任意様式）1部

③業務結果報告書（任意様式）…2部

④写真（A4サイズファイル）…2部

⑤その他協議で指定された書類